

(別記様式第1号)

| | |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和6年度 |
| 計画主体 | 新篠津村 |

新篠津村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 北海道新篠津村産業建設課
所在地 北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地
電話番号 0126-(57)-2111
FAX番号 0126-(58)-3854
メールアドレス nogyo2@vill.shinshinotsu.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|----------------------------------|
| 対象鳥獣 | エゾシカ・アライグマ・ユキウサギ・キツネ |
| | 鳥類（ハシブトガラス・ハシボソガラス・ドバト・キジバト・スズメ） |
| 計画期間 | 令和6年度～令和8年度 |
| 対象地域 | 新篠津村全域 |

（注）1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | |
|-------|---------|-----------|-----------|
| | 品 目 | 被害数値 | |
| | | 被害面積 (ha) | 被害金額 (千円) |
| エゾシカ | 水稻 | 7.00 | 480 |
| | 小麦 | 1.20 | 131 |
| | 大豆 | 1.62 | 106 |
| | 小 計 | 9.82 | 717 |
| アライグマ | スイートコーン | 0.40 | 400 |
| | メロン | 0.30 | 120 |
| | いちご | 0.06 | 101 |
| | ビニールハウス | 0.41 | 121 |
| 小 計 | 1.17 | 742 | |
| ユキウサギ | 大豆 | 1.48 | 121 |
| | 小 計 | 1.48 | 121 |
| キツネ | スイートコーン | 0.21 | 182 |
| | メロン | 0.05 | 90 |
| | 小 計 | 0.26 | 272 |
| 鳥類 | 水稻 | 3.80 | 138 |
| | 小麦 | 4.20 | 44 |
| | 小豆 | 0.40 | 201 |
| | 大豆 | 0.60 | 58 |
| | スイートコーン | 0.20 | 60 |
| | いちご | 0.10 | 49 |
| | 子実コーン | 0.20 | 50 |
| | 小 計 | 9.50 | 600 |
| 合 計 | 22.23 | 2,452 | |

（注）主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（2）被害の傾向

| 鳥獣の種類 | 被害の傾向 |
|-------|---|
| エゾシカ | 農作物の播種から収穫までの間、主に石狩川右岸沿い、篠津川及び篠津運河両岸等の河川付近での目撃情報が近年増加しており、水稻等を中心とした農作物の食害が増加している。 |

| | |
|-------|---|
| アライグマ | 村内全域で被害が発生しており、特に7～9月のスイートコーン等の野菜類に被害が増加している。また、ビニールハウスの損壊被害も報告されている。 |
| ユキウサギ | 村内全域で被害が発生しており、被害作物は大豆に集中している。 |
| キツネ | 村内全域で被害が発生しており、特に7～9月のスイートコーン等の野菜類に被害が集中している。 |
| 鳥類 | 主にカラス類・ハト類による被害が主となっており、村内全域で水稲・小麦・豆類等の播種から収穫までの間、被害が発生している。 |

- (注) 1 近年の被害傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値(令和5年度) | | 目標値(令和8年度) 現状値から30%軽減 | |
|-------|------------|---------|--------------------------|---------|
| | 被害面積 | 被害金額 | 被害面積 | 被害金額 |
| エゾシカ | 9.82ha | 717千円 | 6.87ha | 501千円 |
| アライグマ | 1.17ha | 742千円 | 0.81ha | 519千円 |
| ユキウサギ | 1.48ha | 121千円 | 1.03ha | 84千円 |
| キツネ | 0.26ha | 272千円 | 0.18ha | 190千円 |
| 鳥類 | 9.50ha | 600千円 | 6.65ha | 420千円 |
| 合計 | 22.23ha | 2,452千円 | 15.55ha | 1,714千円 |

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|-----------|--|---|
| 捕獲等に関する取組 | <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策は猟友会江別支部新篠津部会従事者及び村鳥獣被害対策実施隊が銃器やわなによる捕獲を実施。 <p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に石狩川などの河川敷から農地に侵入するものと推測。 出没地域が主に夜間で広範囲に渡るため進入路の特定が困難。 村鳥獣対策実施隊がくくりわなで捕獲を行っている。 | <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従事者の高齢化に伴い捕獲担い手の不足が懸念されとともに後継者の育成が課題。 わなかけ箇所や対象鳥獣の増加により慢性的に人手不足の状態である。 <p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 村内全域が平坦な地勢であることから、銃器による駆除が難しい。 侵入経路が広範囲であり、主に夜間に出没するため移動ルートの特定制が難しい。 |

| | | |
|----------------------|--|---|
| | <p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区の保全会が国の「多面的機能支払交付金」を活用し捕獲事業を実施。 ・令和3年度より毎年箱ワナ5基を導入し、村職員による出没場所への設置及び外来種対策研修会受講営農者への貸出を実施。 <p>【ユキウサギ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に生息調査、くくりわなでの捕獲を村職員により行ったが、捕獲実績はない。 <p>【キツネ、鳥類】</p> <p>猟友会江別支部新篠津部会従事者が捕獲を実施。</p> | <p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年々捕獲数は増加しているものの生息個体数減少の傾向はみられない。 <p>【ユキウサギ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユキウサギ用のわなの販売がなく、捕獲のノウハウも少ない。 ・わなを大量に自作し、大量に設置しなければならないため、人手がいる。 <p>【キツネ、鳥類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の高齢化により捕獲の担い手が不足。 ・鳥類は銃器での捕獲のみで実施されているため、安全対策上使用できない場合がある。 |
| <p>防護柵の設置等に関する取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・一部の営農者が個人によりハウス周り等に侵入防止柵を設置している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・エゾシカの防護柵については、一部での防護柵設置では効果が期待できないとともに、大規模な防護柵の設置には設置費用・維持管理の負担が大きく非常に困難。 ・鳥害については、まだ効果的な防除手段がない。 |

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

| |
|--|
| <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政、農業団体、猟友会及び農林業関係機関と連携し、被害防止に向けた効果的な対策の実施に取り組むとともに、狩猟免許取得の促進など捕獲担い手の育成を推進する。 <p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による、くくりわなを用いた捕獲活動を実施する。 ・狩猟免許（わな猟）等の取得を促し、捕獲従事者を増やす。 |
|--|

【アライグマ】

- ・各地区の保全会による「多面的機能支払交付金」を活用した捕獲の取り組みを推進するとともに、村による箱わなの貸出と講習等による捕獲従事者の増加を図る。
- ・鳥獣被害対策実施隊による、箱わな及び前肢保定式わなを用いた捕獲活動を実施する。
- ・狩猟免許（わな猟）等の取得を促し、捕獲従事者を増やす。

【ユキウサギ】

- ・鳥獣被害対策実施隊による、くくりわなを用いた捕獲活動を実施する。
- ・狩猟免許（わな猟）等の取得を促し、捕獲従事者を増やす。

【キツネ、鳥類】

- ・キツネを誘因する生ごみ等の適正管理の普及啓発を行うとともに、銃器による駆除及び箱わなによる捕獲を引き続き実施する。
- ・鳥類を誘因する生ごみ等の適正管理の普及啓発を行うとともに、銃器による駆除を引き続き実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【共通事項】

- ・行政、農業団体、猟友会及び農林業関係機関と連携し、被害防止に向けた効果的な対策の実施に取り組む。

【エゾシカ】

- ・北海道猟友会江別支部新篠津部会、農業関係団体等及び村が連携した体制で実施し、銃器及びくくりわなによる捕獲を行う。

【アライグマ】

- ・外来生物法の規定により新篠津村が環境大臣の確認を得て捕獲を行うとともに、各地区の環境保全会構成員による防除従事者、北海道猟友会江別支部新篠津部会及び農業関係団体等が連携した体制で実施し、箱わなによる捕獲を行う。
- ・北海道猟友会江別支部新篠津部会、農業関係団体等及び村が連携した体制で実施し、箱わな及び前肢保定式わなによる捕獲を行う。

【ユキウサギ】

- ・北海道猟友会江別支部新篠津部会、農業関係団体等及び村が連携した体制で実施し、銃器及びくくりわなによる捕獲を行う。

【キツネ、鳥類】

- ・北海道猟友会江別支部新篠津部会、農業関係団体等及び村と連携した体制で実施し、銃器による捕獲を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---------------------|-------------------------------------|--|
| 令和6年度 ～ 令和8年度 | エゾシカ アライグマ ユキウサギ キツネ 鳥類 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな捕獲担い手の育成を図る。 ・鳥獣被害実施隊員及び農業者による狩猟免許（わな猟）取得を促進する。 ・効果的な捕獲機材導入の検討を行う。 |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 | |
|---------------|-----------------------------------|
| エゾシカ、ユキウサギ | くくりわなにより一定程度の捕獲数を設定する。 |
| アライグマ | 外来生物法の対象であることから、計画数を定めず可能な限り捕獲する。 |
| キツネ、鳥類 | 過去の捕獲実績に基づき設定する。 |

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|---------|-------|-------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| エゾシカ | 20 | 20 | 20 |
| アライグマ | 可能な限り捕獲 | | |
| ユキウサギ | 10 | 10 | 10 |
| キツネ | 20 | 20 | 20 |
| 鳥類 | 200 | 200 | 200 |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容 |
|---|
| <p>捕獲予定場所は新篠津村一円とし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所を除く。</p> <p>捕獲の実施予定は時期は1年を通して行うこととし、捕獲手段は銃器及びわな等により実施する。</p> |

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|-----------------------------|
| なし |

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| なし | |

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|-------|-------|-------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| なし | — | — | — |

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----------------|------|------|
| 令和6年度～ 令和8年度 | なし | |

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合

の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

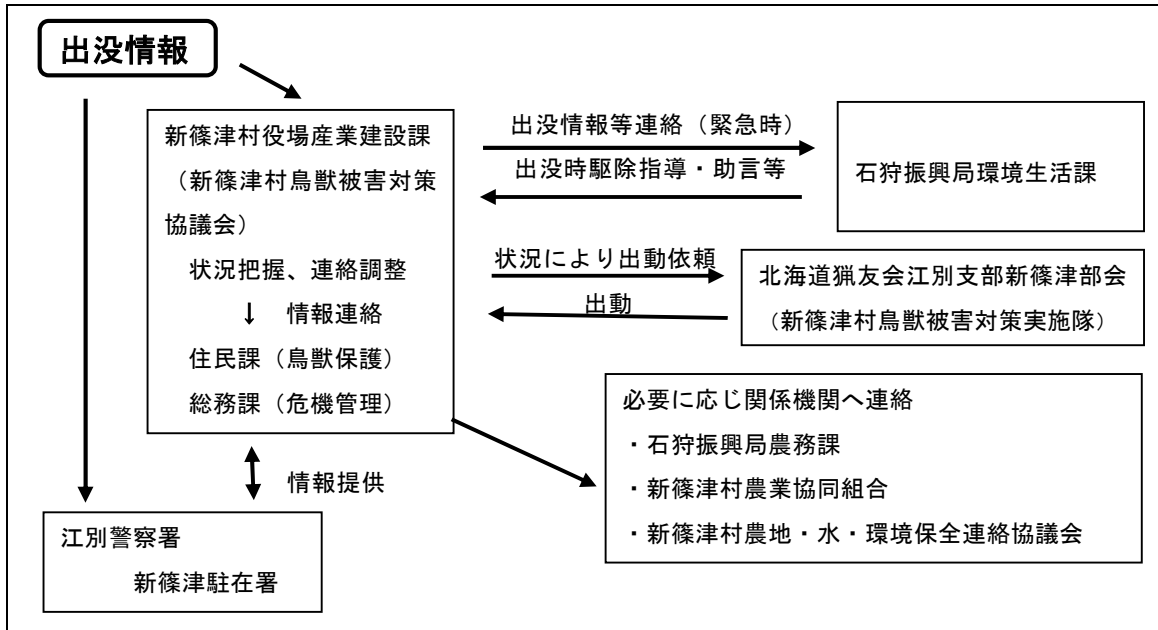
| 関係機関等の名称 | 役割 |
|---------------------|---|
| 新篠津村産業建設課 | 対象鳥獣出没時における関係機関への連絡調整、安全確保措置、通常のパトロール時における状況把握等 |
| 石狩振興局環境生活課 | 鳥獣対策の窓口（捕獲許可等） |
| 江別警察署 新篠津駐在署 | 対象鳥獣出没時における人身事故の防止及び安全確保措置、通常のパトロール時における状況把握等 |
| 北海道猟友会江別支部 新篠津部会 | 捕獲従事者の派遣等 |

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体又は残滓は、関係法令を遵守し、焼却等による処分を行う。
また、エゾシカ及びユキウサギについてはできる限り食肉資源として有効活用を図り、食用に適さない個体については廃棄物処理施設にて処分する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等として安全性の確保に関する取組等についても記載する。

7. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 新篠津村鳥獣被害対策協議会 |
|-----------------|---|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 新篠津村産業建設課 | 協議会事務局運営、協議会構成団体との連絡調整、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可申請事務、鳥獣被害対策の実施等 |
| 新篠津村農業協同組合 | 被害状況の情報提供、鳥獣被害対策の実施等 |
| 北海道猟友会江別支部新篠津部会 | 被害状況の情報提供、鳥獣被害対策の実施等 |

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|-----------|---|
| 新篠津村産業建設課 | 鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可申請事務、鳥獣被害対策の実施、関係機関との連絡調整等 |

| | |
|---------------------|----------------------------|
| 新篠津村農業協同組合 | 被害状況の情報提供、鳥獣被害対策の実施等 |
| 新篠津村農地・水・環境保全連絡協議会 | アライグマによる被害状況の情報提供、被害対策の実施等 |
| 北海道猟友会江別支部 新篠津部会 | 被害状況の情報提供、鳥獣被害対策の実施等 |
| 石狩振興局農務課 | 鳥獣被害防止計画、鳥獣害防止総合対策事業等の指導等 |
| 石狩振興局環境生活課 | 鳥獣対策の窓口（捕獲許可等） |
| 江別警察署新篠津駐在署 | 110番通報による警察活動等 |

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・新篠津村鳥獣被害対策実施隊設置要綱（令和2年12月15日制定）により令和3年4月設置。
北海道猟友会江別支部新篠津部会員1名、非猟友会江別支部新篠津部会員の住民2名。新篠津村農業協同組合職員1名、新篠津村職員3名の7名で構成予定。被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等のほか、各鳥獣被害防止対策を行う予定。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接市町村と情報交換を行い、対象鳥獣の生息や行動の把握等の情報を共有する。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

新篠津村鳥獣被害対策協議会において被害状況等の情報を共有し、被害防止のための合意形成を図り、関係機関等が実施する有害鳥獣捕獲の推進を図る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。